

調査の概要

- 1 この調査は昭和 32 年から住民基本台帳法(昭和 32 年から昭和 42 年までは住民登録法)、住民基本台帳等人口調査要綱及び同要領に基づき、区市町村長から毎年1月1日午前零時現在の世帯数、人口及び年齢構成を毎年1月上旬に報告を受け、集計しているものである。
なお、住民基本台帳法は、平成 21 年法律第 77 号において、住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立し、平成 24 年7月9日に施行されたことに伴い、日本人住民と同様に、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることとなった。
- 2 調査項目は、住民基本台帳に記載されている区市町村ごとの世帯数、男女別人口、町丁(字)別及び年齢別人口である。
- 3 調査対象としての人口・世帯数とは、東京都内の区市町村に住所を定めている者として、当該区市町村の住民基本台帳に記載されている者の数及びそれらの者が構成している世帯の数である。
- 4 町丁(字)制を施行していない地域等については、通常用いている区画(自治会、町会名称等)によることとしたが、利島村、神津島村、御蔵島村及び青ヶ島村については、村を1つの区画とした。

利用上の注意

- 1 数値は、特にことわり書きのない限り、平成 30 年1月1日現在の数値を示す。
- 2 「0.00」は表章単位未満を、「－」印は皆無又は該当数字のないことを、「△」印は減を示す。
- 3 数値の表章単位未満は、四捨五入してあるため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- 4 統計表第 5 表における町丁名の表記及び掲載順は区市町村からの報告に基づいている。

<問い合わせ先>

総務局統計部人口統計課推計人口担当
電話 03-5321-1111(代表) 内線 25-511
03-5388-2531(直通)

年齢早見表（満年齢）

年齢	生まれた年		年齢	生まれた年		年齢	生まれた年		年齢	生まれた年	
	年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦
0	平成 29	2017	27	平成 2	1990	54	昭和 38	1963	81	昭和 11	1936
1	28	2016	28	元	1989	55	37	1962	82	10	1935
2	27	2015	29	昭和 63	1988	56	36	1961	83	9	1934
3	26	2014	30	62	1987	57	35	1960	84	8	1933
4	25	2013	31	61	1986	58	34	1959	85	7	1932
5	24	2012	32	60	1985	59	33	1958	86	6	1931
6	23	2011	33	59	1984	60	32	1957	87	5	1930
7	22	2010	34	58	1983	61	31	1956	88	4	1929
8	21	2009	35	57	1982	62	30	1955	89	3	1928
9	20	2008	36	56	1981	63	29	1954	90	2	1927
10	19	2007	37	55	1980	64	28	1953	91	元	1926
11	18	2006	38	54	1979	65	27	1952	92	大正 14	1925
12	17	2005	39	53	1978	66	26	1951	93	13	1924
13	16	2004	40	52	1977	67	25	1950	94	12	1923
14	15	2003	41	51	1976	68	24	1949	95	11	1922
15	14	2002	42	50	1975	69	23	1948	96	10	1921
16	13	2001	43	49	1974	70	22	1947	97	9	1920
17	12	2000	44	48	1973	71	21	1946	98	8	1919
18	11	1999	45	47	1972	72	20	1945	99	7	1918
19	10	1998	46	46	1971	73	19	1944	100	6	1917
20	9	1997	47	45	1970	74	18	1943	101	5	1916
21	8	1996	48	44	1969	75	17	1942	102	4	1915
22	7	1995	49	43	1968	76	16	1941	103	3	1914
23	6	1994	50	42	1967	77	15	1940	104	2	1913
24	5	1993	51	41	1966	78	14	1939	105	元	1912
25	4	1992	52	40	1965	79	13	1938	106	明治 44	1911
26	3	1991	53	39	1964	80	12	1937	107	43	1910

誕生日に達したとき、この年齢に1歳を加える。